



# 島根県報

平成21年2月17日（火）

第2,060号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

平成20年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 換地処分	(農畜産振興課)	2
森林法189条の規定による告示及び掲示	(農村整備課)	2
都市計画事業変更の認可（2件）	(森林整備課)	2
	(都市計画課)	2

### 【訓 令】

島根県公印規程の一部改正	(総務課)	3
--------------	-------	---

**告 示****島根県告示第91号**

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づく平成20年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成21年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名 前 (登録・登記番号)	品 種	検査成績
平20 島根県臨 第7号	秀山六 (日馬繁32S00011)	馬 日本輓系種	級外

**島根県告示第92号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年2月5日付けで県営土地改良事業に係る益美2期（美都）地区下都茂原工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第93号**

平成21年島根県告示第60号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成21年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市掛合町波多1980-1	北村よし子	兵庫県姫路市五軒邸4丁目105

**島根県告示第94号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年 2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 都市計画事業の種類及び名称

平成13年島根県告示第687号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業7・6・4号鉄道南沿線

2 施行者の名称

松江市

3 事業施行期間

平成13年9月18日から平成24年3月30日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 変更なし

**島根県告示第95号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

平成15年島根県告示第878号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業3・4・23号北循環線

2 施行者の名称

松江市

3 事業施行期間

平成15年10月21日から平成22年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 松江市西川津町字楽山、字御山田及び字新道地内
- (2) 使用の部分 なし

**訓 令**

**島根県訓令第2号**

本 庁  
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成21年2月17日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条第2号中「第3条第5項」を「第3条第4項」に改める。

別表第1知事印の項中

島 根 県 知 事 印	28ミリメートル ル平方	隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所、各保健所、各農林振興センター、西部農林振興センター江津家畜衛生部、中山間地域研究センター、各水産事務所、各県土整備事務所及び県土整備事務所各事業所（大田事業所を除く。）の長並びに西部県民センター県央事務所川本駐在グループ課長
----------------	-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

を

島 根 県 知 事 印	28ミリメートル平方	隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所、各保健所、心と体の相談センター、各農林振興センター、西部農林振興センター江津家畜衛生部、中山間地域研究センター、各水産事務所、各県土整備事務所及び県土整備事務所各事業所（大田事業所を除く。）の長並びに西部県民センター県央事務所川本駐在グループ課長	に改める。
----------------	------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

**附 則**

この訓令は、平成21年 2月17日から施行する。